

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業の合理化に関する 特別措置法の施行について（依命通知）

昭和50年10月21日
厚生省環第676号各都道府県知事宛厚生事務次官通知

下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和50年法律第31号）は、第75国会において成立し、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行令（昭和50年政令第161号）とともに、昭和50年5月23日公布、即日施行された。また、これに伴い下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法施行規則が昭和50年10月20日の厚生省令第37号をもって、公布、即日施行された。

本法律は、一般廃棄物処理業等が国及び地方公共団体における下水道の緊急かつ計画的な整備等により受ける著しい影響を緩和し、併せてその経営の近代化及び規模の適正化を図るために必要な措置を講ずることにより、その業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理の確保を図り、ひいては国民の公衆衛生の向上と生活環境の保全に資することを目的として制定されたものであるので、その運用に当たっては、特に次の事項に留意のうえ、これが実施に遺憾なきを期せられたく、命により通知する。

おって、貴管下市町村に対する周知指導方よろしくお願いする。

記

1 制定の趣旨

下水道の整備並びに海洋汚染防止法に基づくし尿及びし尿浄化槽汚でいの海洋投入処分に対する規制の強化は、環境の保全上緊急かつ重要な施策であるが、国及び地方公共団体におけるこのような施策の推進に伴い、市町村長の許可又は市町村の委託を受けてし尿の処理を業とする者及び市町村長の許可を受けてし尿浄化槽の清掃を業とする者が、その事業の転換、廃止等を余儀なくされる事態が生じてきている。

しかし、これらの事業者が事業の転換、廃止等を行う場合、不要となる運搬車、運搬船等の設備及び器材を他に転用することは極めて困難であり、このため事業そのものの転換、廃止等も容易ではない実情にある。しかも、し尿の処理及びし尿浄化槽の清掃の適正な実施を確保するためには、これらの事業は、下水道の終末処理場によるし尿処理への転換が完了する直前まで、その全体の規模を縮小しつつも、継続して行わなければならない。また、海洋投入処分に対する規制の強化が実施されるときも同様である。

このような事情にかんがみ、この際、市町村が合理化事業計画を定め、都道府県知事の承認を受けて合理化事業を実施することができることとし、また、転換計画を策定して市町村長の認定を受けた事業者に対し、国又は地方公共団体が金融上の措置を講ずるとともに、当該事業の従事者についての就職のあっせん等の措置を講ずるよう努めることとすることにより、これらの事業の業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に寄与せんとする趣旨のもとに本法が制定されたものであること。

2 合理化事業計画

市町村が合理化事業計画を定めるに当たっては、下水道の整備等により一般廃棄物処理業等が受け
る影響を適確に把握し、将来の当該市町村における一般廃棄物処理業等の規模を適正に設定し、一般
廃棄物処理業等の業務の安定を保持するために必要かつ十分な事業であって実施が可能なものを合理
化事業として選定する等十分な検討を行うよう指導されたいこと。

なお、都道府県知事が行うこととなる合理化事業計画の承認に当たっては、合理化事業計画の適正
を確保するため、特に慎重かつ公正を期されたいこと。

3 事業の転換に関する計画

市町村長が行うこととなる事業の転換に関する計画の認定は、国又は地方公共団体が講ずるよう努
めるべきとされる転換事業者に対する金融上の措置の前提となる重要な行為であり、合理化事業計画
の策定及びその承認とともに、法の運用の中核をなすものであるから、特に慎重かつ公正な運用がな
されるよう指導されたいこと。

4 その他

市町村に対する資金の融通等の措置、転換事業者に対する金融上の措置及び事業の従事者に対する
就職のあっせん等の措置に関し、国が具体的に行う施策については、関係機関とも連絡のうえ、その
内容が決定され次第おって通知することであること。

なお、地方公共団体が講ずるよう努めるべきとされる転換事業者に対する金融上の措置及び事業の
従事者に対する就職のあっせん等の措置については、今後諸般の検討を行い、適切な施策を講ずるよ
う努められるとともに、その旨貴管下市町村を指導されたいこと。